

令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スマート農業機器の普及により農作業の省力化を促進し、もってスマート農業の推進に資するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業機器 情報通信技術が組み込まれ、農作業の省力化や生産性の向上等に資する農業用ドローン及び農業用自動操舵システムをいう。
- (2) 農業用ドローン 農薬の散布を主たる目的とする産業用マルチローターをいう。
- (3) 農業用自動操舵システム G N S S受信機、モニター及びハンドルを農業機械に取り付け、ハンドルを自動で制御できるシステムをいう。
- (4) オペレーター技能資格 無人航空機操縦者技能証明書（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の41に規定する技能証明書をいう。）並びに産業用マルチローターオペレーター技能認定証（一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会が交付する技能認定証をいう。）及び農業ドローン技能認定証明書（農業ドローン協議会が交付する技能認定証明書をいう。）のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人又は法人とする。

- (1) 市内に住所若しくは本店又は主たる事務所を有し、農業経営基盤強化促進

法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）であること。

- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 令和7年分の農業所得が400万円未満の者であること。
- (4) 令和8年度とわだの農業力サポート事業補助金又は令和8年度十和田市新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業補助金の交付申請をしていない者であること。
- (5) 過去に十和田市から、農業用ドローンの購入に関する補助金又は農業用自動操舵システムの導入に関する補助金の交付を受けていない者であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

（補助金の事前申込）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業用ドローン本体又は農業用自動操舵システムの見積書の写し及びカタログ
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、別に定める方法により、補助金の交付申請の対象となる者（以下「交付対象者」という。）を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象者の決定をしたときは、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金交付対象者決定通知書（様式第2号。以下「交付対象者決定通知」という。）により通知するものとする。

4 補助金の申込は、1 補助対象者につき 1 回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 交付対象者は、前条第 1 項の規定により申込を行った補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとするときは、交付対象者決定通知を受け取った日から起算して 30 日以内に、令和 8 年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和 8 年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金に係る誓約書（様式第 4 号）
- (2) 認定農業者又は認定新規就農者であることを証する書類
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 交付対象者が個人の場合にあっては、令和 7 年分の農業所得が確認できる書類
- (5) 交付対象者が法人の場合にあっては、次に掲げる全ての書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 直近の決算書の写し
- (6) 農業用ドローンに係る申請の場合にあっては、次に掲げる全ての書類
 - ア 主たる操縦者のオペレーター技能資格の写し又はオペレーター技能資格の取得に係る講習等の受講予定及び内容が分かる書類の写し
 - イ 交付対象者が個人であって、主たる操縦者が交付対象者の父母、配偶者、子又は子の配偶者の場合にあっては、次に掲げる全ての書類
 - (イ) 主たる操縦者の住民票の写し
 - (ロ) 交付対象者と主たる操縦者の続柄が分かる戸籍謄本等の写し
 - ウ 交付対象者が法人の場合にあっては、主たる操縦者が当該法人の役員又は従業員であることが分かる書類
- (7) 既に取得している農業機械に取り付ける農業用自動操舵システムに係る申請の場合にあっては、次に掲げる全ての書類

ア 当該農業機械の小型特殊自動車標識交付証明書の写し

イ 交付対象者が個人であって、当該農業機械の所有者が交付対象者の父母、配偶者、子又は子の配偶者の場合にあつては、次に掲げる全ての書類

(7) 当該農業機械の所有者に係る住民票

(i) 交付対象者と当該農業機械の所有者の続柄が分かる戸籍謄本等の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第3号の書類に関する情報を利用することについて、交付対象者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付対象者に令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 スマート農業機器の導入に係る補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、原則として前条の補助金の交付の決定後に事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定を受けた日から起算して30日以内に、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業に係る着手届（様式第6号）に事業に着手したことが分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(納入の届出)

第9条 補助事業者は、導入するスマート農業機器が納入されたときは、納入の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業に係る納入届（様式第7号）にスマート農業機器を導入したことが分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、導入するスマート農業機器に事業名（令和8年度十和田スマート農業機器導入支援事業）を表示しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本事業により導入したスマート農業機器に係る請求書
- (2) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
- (3) 補助金の交付申請後に農業用自動操舵システムを取り付ける農業機械を取得した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 当該農業機械の小型特殊自動車標識交付証明書の写し

イ 交付対象者が個人であって、当該農業機械の所有者が交付対象者の父母、配偶者、子又は子の配偶者の場合にあっては、次に掲げる全ての書類

(7) 当該農業機械の所有者に係る住民票

(8) 交付対象者と当該農業機械の所有者の続柄が分かる戸籍謄本等の写し

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市

スマート農業機器導入支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金概算払請求書（様式第11号）によらなければならない。

（目標達成状況の報告）

第14条 スマート農業機器を導入する補助事業者は、交付申請書に定めた成果目標の達成状況を事業実施年度の翌年度から起算して3年間、毎年11月末日までに令和8年度十和田市スマート農業機器導入支援事業状況報告書（様式第12号）を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により成果目標の達成状況を確認し、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

（帳簿等の整備）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 この要綱において、規則第18条第2号の市長が定める機械は、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 この要綱において、規則第18条ただし書きに規定する市長が定める期間は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）を経過するまでの期間とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>次に掲げる要件を全て満たす農業用ドローンの本体（バッテリー1個含む。）の購入に要する費用</p> <p>(1) 主たる操縦者がオペレーター技能資格を取得していること又は令和9年3月31日までにオペレーター技能資格を取得することが確実であること。</p> <p>(2) 補助対象者が個人の場合にあっては、主たる操縦者が補助対象者本人又は市内に住所を有する当該補助対象者の父母、配偶者、子若しくは子の配偶者であること。</p> <p>(3) 補助対象者が法人の場合にあっては、主たる操縦者が当該法人の役員又は従業員であること。</p>	<p>補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は75万円のいずれか低い額以内の額</p>
<p>次に掲げる要件を全て満たす農業機械に取り付ける農業用自動操舵システムの導入に要する費用（取付費用を除く。）</p> <p>(1) 農業機械に小型特殊自動車の標識の交付を受け、その標識を取り付けていること。</p> <p>(2) 補助対象者が個人の場合にあっては、農業機械の所有者が補助対象者本人又は当該補助対象者と同居する父母、配偶者、子若しくは子の配偶者であること。</p> <p>(3) 補助対象者が法人の場合にあっては、農業機械の所有者が当該法人であること。</p>	<p>補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は75万円のいずれか低い額以内の額</p>

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。